

IV 個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成18年4月には、第9期の委員として9名が再任、6名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、①県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、②事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、③住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護について審議する住基部会（平成14年9月12日設置）及び④個人情報保護制度の充実について審議する制度検討部会（平成15年7月17日設置）の4部会が置かれています。

平成19年度は、審議会（全体会）7回、県保有部会4回及び民間保有部会6回が開催され、取扱いの制限（条例第6条）、本人外収集（条例第8条）、目的外提供（条例第9条）、オンライン結合による提供（条例第10条）について53件の答申が、個人情報の取扱業務の登録（条例第48条）及び登録事項の変更（条例第51条）について6件の答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第71回 全 体 会	平成19年 4月12日(木)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について
第72回 全 体 会	5月14日(月)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 3 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について
第85回 県 保 有 部 会	5月14日(月)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第111回 民 間 保 有 部 会	5月14日(月)	1 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第73回 全 体 会	7月19日(木)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(1) 2 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(2) 3 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(3) 4 条例第9条の規定に基づく目的外利用に係る諮問について 5 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 6 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 7 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第86回 県 保 有 部 会	平成19年 7月19日(木)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(1) 2 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(2) 3 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(3) 4 条例第9条の規定に基づく目的外利用に係る諮問について 5 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 6 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第112回 民 間 保 有 部 会	7月19日(木)	1 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第113回 民 間 保 有 部 会	9月13日(木)	1 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について
第74回 全 体 会	11月8日(木)	1 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限等に係る諮問について(1) 2 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(1) 3 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(2) 4 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について(3) 5 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 6 条例第6条の規定に基づく取扱いの制限等に係る諮問について(2) 7 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 7 回 県 保 有 部 会	1 1 月 8 日 (木)	1 条例第 6 条の規定に基づく取扱いの制限等に係る諮問について 2 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について (1) 3 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について (2) 4 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について (3) 5 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 6 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 7 5 回 全 体 会	1 2 月 2 5 日 (火)	1 「県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務」に係る個人情報の取扱いの制限及び本人外収集について (条例第 6 条及び第 8 条関係) 2 個人情報取扱業務の登録等について (条 例 第 4 8 条 及 び 第 5 1 条関係)
第 1 1 4 回 民 間 保 有 部 会	平成 1 9 年 1 2 月 2 5 日 (火)	1 個人情報取扱業務の登録等について (条 例 第 4 8 条 及 び 第 5 1 条関係)
第 7 6 回 全 体 会	平成 2 0 年 1 月 1 7 日 (木)	1 「県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務」に係る個人情報の取扱いの制限及び本人外収集について (条例第 6 条及び第 8 条関係) 2 個人情報取扱業務の登録について (条例第 4 8 条関係)
第 1 1 5 回 民 間 保 有 部 会	1 月 1 7 日 (木)	1 個人情報取扱業務の登録について (条例第 4 8 条関係)
第 7 7 回 全 体 会	3 月 2 6 日 (水)	1 「内部通報処理事務」に関する個人情報の取扱いの制限及び本人外収集に係る諮問について (条例第 6 条及び条例第 8 条関係) 2 「横浜修悠館高校 通信制高校運営総合情報システム事務」に係る個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について (条例第 1 0 条関係) 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について (条例第 7 条関係) 4 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について (条例第 4 8 条及び条例第 5 1 条関係) 5 個人情報取扱業務登録制度の見直しに係る報告について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 8 8 回 県保有部会	3月26日(水)	1 「内部通報処理事務」に関する個人情報の取扱いの制限及び本人外収集に係る諮問について（条例第6条及び条例第8条関係） 2 「横浜修悠館高校 通信制高校運営総合情報システム事務」に係る個人情報のオンライン結合による提供に係る諮問について（条例第10条関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（条例第7条関係）
第 1 1 6 回 民間保有部会	3月26日(水)	1 個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について（条例第48条及び条例第51条関係） 2 個人情報取扱業務登録制度の見直しに係る報告について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 平成19年4月11日付け情公第3号で知事から諮問された条例第8条第3項に基づく個人情報の本人外収集について、第71回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、新たな総合計画策定にあたっての基礎資料となるアンケート調査を実施するために、外国人登録原票から外国籍県民に関する個人情報を収集する「新たな総合計画に係る県民意識調査事務」について、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第227号）しました。

イ 平成19年4月23日付け広第3号で知事から諮問された条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第85回県保有部会及び第72回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、県民ニーズを的確に把握するのに必要な県民の意識・価値観等に関する調査を実施するために、外国人登録原票から外国籍県民に関する個人情報を収集する「県民を対象とする調査の実施に関する事務」について、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行なうことなく、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第229号）しました。

ウ 平成19年7月11日付け情公第9号で知事から諮問された条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第86回県保有部会及び第73回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、県外上流域の生活排水対策を検討するのに必要な単独及び合併処理浄化槽の実態調査を実施するために、山梨県から浄化槽設置届出事務に関する個人情報を収集する「桂川流域生活排水処理方法実態調査に関する事務」について、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第231号）しました。

エ 知事及び教育委員会から諮問（知事については、平成19年7月11日付け情公第10号）された条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第86回県保有部会及び第73回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事及び教育委員会において、内部通報（相談）に対して公正で適切に対応するために、各実施機関又は関係者から通報（相談）対象者等に関する個人情報を収集する「職員等からの内部通報及び相談に関する事務」について、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第232、233号）しました。

オ 公安委員会及び警察本部長を除く12実施機関から諮問（知事については、平成19年7月11日付け情公第11号）された条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第86回県保有部会及び第73回全体会において審議しました。

諮問の内容は、公安委員会及び警察本部長を除く12実施機関において、内部通報（相談）に対して公正で適切に対応するための情報提供依頼を受ける際に、その対象者を特定するに当たり、相談窓口から通報（相談）対象者等に関する個人情報を収集する「職員等からの内部通報及び相談に関する事務」について、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第234～245号）しました。

カ 平成19年6月29日付け企総第32号で公営企業管理者から諮問された条例第9条第1項に基づく目的外利用について、第86回県保有部会及び第73回全体会において審議しました。

諮問の内容は、公営企業管理者において、県営水道の長期水需要予測を行うための水使用実態調査を実施するために、上下水道料金管理事務のために収集した個人情報を利用する「長期

水需要予測に伴う水使用実態調査の事務」について、目的外利用を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第246号）しました。

キ 平成19年6月29日付けで警察本部長から諮問された条例第10条第2項に基づくオンライン結合による提供について、第86回県保有部会及び第73回全体会において審議しました。

諮問の内容は、警察本部長において、公開捜査の対象である重要事件について、被疑者の早期逮捕や被害者の早期発見等を図るために、被疑者又は被害者等の個人情報を県警察ホームページで公表する「広報事務」について、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行なうことなく、インターネット利用者に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第247号）しました。

ク 平成19年10月15日付けで警察本部長から諮問された条例第6条に基づく取扱いの制限、条例第8条第3項に基づく本人外収集及び条例第9条第1項に基づく目的外利用について、第87回県保有部会及び第74回全体会において審議しました。

諮問の内容は、警察本部長において、職員による非違事案を未然に防止し、業務を適正に推進するために、職員の身上に関する事項の把握並びに指導及び支援を実施するにあたり、職員及び職員の家族等の個人情報を取り扱う「職員の身上指導に関する事務」について、取扱制限事項の取扱い、本人外収集及び目的外利用を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第249～251号）しました。

ケ 平成19年11月2日付け情公第21号で知事から諮問された条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第87回県保有部会及び第74回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、職務の公正な遂行を妨げる働きかけに対応するために、各実施機関から働きかけた者等に関する個人情報を収集する「職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務」について、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第252号）しました。

コ 公安委員会及び警察本部長を除く12実施機関から諮問（知事については、平成19年11月2日付け情公第22号）された条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第87回県保有部会及び第74回全体会において審議しました。

諮問の内容は、公安委員会及び警察本部長を除く12実施機関において、職務の公正な遂行を妨げる働きかけに対応するために、他の実施機関から働きかけに関する報告又は記録票の提出を受けることにより、働きかけた者等に関する個人情報を収集する「職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務」について、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第253～264号）しました。

サ 公安委員会を除く13実施機関から諮問（知事については、平成19年11月2日付け情公第23号）された条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第87回県保有部会及び第74回全体会において審議しました。

諮問の内容は、公安委員会を除く13実施機関において、相談内容の対象が職員等である各種相談に対応するための調査を実施するために、他の実施機関又は関係者から相談者以外の者に関する個人情報を収集する「相談」について、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行なうことなく、本人外収集を認めるよう既存の適用除外事項（類型）「相談」を変更しようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第265～277号）しました。

シ 平成19年10月30日付けで病院事業管理者から諮問された条例第10条第2項に基づくオンライン結合による提供について、第87回県保有部会及び第74回全体会において審議し

ました。

諮問の内容は、病院事業管理者において、遠隔画像診断を実施する際に、診断対象患者の検査画像等を提供する「医用画像情報システム管理運営事務」について、連携医療施設である横浜市立大学附属病院又は自治医科大学附属病院の放射線診断医に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第278号）しました。

ス 平成19年10月30日付けで教育委員会から諮問された条例第6条に基づく取扱いの制限及び条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第74回、75回及び76回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会において、県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員を把握し、起立するよう指導を行うために、起立しなかった教職員の個人情報を取り扱う「県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務」について、取扱制限事項の取扱い及び本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、条例第6条に基づく諮問については、「思想信条情報を例外的に取り扱うとする、本件事務の正当性及び必要性を積極的に認めるという意味において、本件諮問の内容を相当とする答申を行うことはなし難い。もっとも、（中略）本答申を踏まえて、最終的にいかなる職権行使をするかは、実施機関である教育委員会に条例上ゆだねられているところと解される」、また、条例第8条第3項に基づく諮問については、「実施機関である教育委員会が、いかなる職権措置を採るかの仮定にかかわるところであり、当審議会として、本答申においてその適・不適の判断を示すことは難しいが、本件にとって独立した諮問事項には当たらないであろう。」と答申（第280号）しました。

セ 平成20年3月17日付けで警察本部長から諮問された条例第6条に基づく取扱いの制限及び条例第8条第3項に基づく本人外収集について、第88回県保有部会及び第77回全体会において審議しました。

諮問の内容は、警察本部長において、内部通報に対して公正で適切に対応するとともに、通報者が不利益な取扱い等を受けていないかの追跡調査を実施するために、通報対象者等に関する個人情報を取り扱う「内部通報処理事務」について、取扱制限事項の取扱い及び本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第283及び284号）しました。

ソ 平成20年3月14日付け修第3号で教育委員会から諮問された条例第10条第2項に基づくオンライン結合による提供について、第88回県保有部会及び第77回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会において、生徒がIT環境を活用して学習するとともに自己の学習進度状況等を把握・確認できる「横浜修悠館高校 通信制高校運営総合情報システム事務」について、横浜修悠館高等学校生徒及び保護者に対してオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第285号）しました。

(2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第48条の個人情報の取扱業務の登録及び条例第51条の登録事項の変更について、計6回の諮問が知事からあり、民間保有部会で審議され、審議結果が全体会に報告されました。

審議の結果、事業者の業務の登録に係る172事業者・375業務及び登録事項の変更に係る

197事業者・334業務について、すべて登録及び登録事項の変更を可とする答申（第228号ほか5件）を行い、この答申を受けて、業務の登録及び登録事項の変更が行なわれました。

なお、審議会から出された答申文の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成20年3月31日現在)

氏名	現職	部会	備考
石川 壽々子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会書記	県 住基	
大藏 律子	平塚市長（市長会副会長）	県 住基	
岡本 裕美	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長	県 住基	
小幡 純子	上智大学大学院教授	県◎ 住基○ 制度	
柏木 教一	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 副事務局長	民間	
兼子 仁	東京都立大学名誉教授	県○ 住基◎ 制度◎	会長
久保 博道	弁護士（横浜弁護士会）	民間	
塩入 みほも	駒沢大学法学部准教授	県 住基 制度	
円谷 峻	明治大学大学院専任教授	民間○ 制度	
内藤 由夫	神奈川県情報サービス産業協会専務理事	民間	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	民間◎ 制度○ (住基:助言者)	副会長
本山 文子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	民間	
八木 明	神奈川政経懇話会常務理事	県 住基	
横田 和浩	神奈川県商工会議所連合会専務理事	民間	
米倉 孝治	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	県 住基	

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会、制度：制度検討部会

◎：部会長、○：部会長職務代理者

任期 平成18年4月1日～平成20年3月31日

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成20年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件														民間保有関連案件			住基 関連 案件	制度 の充 実				
	6条		8条			9条			10条			計	旧 26条 是 正 の 申 出	47条	48条		51条						
	取扱制限 事項		本人外収集			目的外利用 ・提供			オンライン 結合					個人情報 取扱いの 指針	業務登録数		登録 業務 変更						
	類 型	個 別	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型		諮 問 件 数	諮 問 し た 登 録 業 務						
知事	7	17	13 (2)	40 (6)	4	8	22	4	4	11	2	32 (2)	90 (6)	2	8	1	3	116 (6)	[件数] 14,889 (375)	12 (4)	1	1	
議会	6	1	8 (1)	4 (2)	2	8	-	4	1	4	-	23 (1)	9 (2)	-	6	-		[事業者数] 8,689 (172)					
公営企業 管理者	6	-	8 (1)	11 (2)	4	8	5 (1)	4	3	3	-	25 (1)	19 (3)	-	8	-							
病院事業 管理者	7	5	12 (1)	11 (2)	4	8	7	4	4	5 (1)	-	31 (1)	28 (3)	-	8	-							
教育 委員会	7	5 (1)	12 (1)	15 (4)	4	9	1	4	4	6 (1)	1	32 (1)	27 (6)	1	8	4							
人事 委員会	6	-	8 (1)	4 (2)	2	8	-	4	3	2	-	25 (1)	6 (2)	-	6	-							
監査 委員	4	-	9 (1)	6 (2)	2	6	-	2	1	2	-	20 (1)	8 (2)	-	4	-							
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-							
警察 本部長	9	4 (2)	12 (1)	4 (3)	4	10	1 (1)	4	2 (1)	1	-	33 (2)	10 (6)	-	8	-							
労働 委員会	7	-	12 (1)	3 (2)	4	8	-	4	1	-	-	28 (1)	3 (2)	-	8	-							
選挙管理 委員会	7	-	12 (1)	4 (2)	4	8	-	4	3	3	-	30 (1)	7 (2)	-	8	-							
収用 委員会	7	-	12 (1)	4 (2)	4	8	-	4	1	-	-	28 (1)	4 (2)	-	8	-							
海区漁業 調整委員会	7	-	12 (1)	3 (2)	4	8	-	4	1	2	-	28 (1)	5 (2)	-	8	-							
内水面漁場 管理委員会	7	-	12 (1)	3 (2)	4	8	-	4	1	1	-	28 (1)	4 (2)	-	8	-							
合 計	88	32 (3)	143 (14)	112 (33)	47	105	36 (2)	50	29 (1)	40 (2)	3	365 (15)	220 (40)	3	97	5	3	116 (6)	[件数] 14,889 (375)	12 (4)	1	1	

注 括弧内の数字は平成19年度の件数で、合計は延べ数です。

V 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法（以下「法」という。）が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていているとされています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布やポスターの掲示、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成19年度は、「過剰反応」への取組として、個人情報を取り扱う機会の多い、自治会や学校等に対して、過剰反応の具体的な事例とその対応策を記載したパンフレットを、市町村等を通じて約3万部配付しました。また、内閣府と共催で「個人情報保護法説明会・相談会」を開催したところ、定員を超える応募があり、392名の方の参加をいただき好評でした。

(2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとしています。また、個人情報取扱業務の登録制度により、事業者が個人情報を取り扱う業務を登録して、登録簿の形で県民が閲覧できるようにすることで、個人情報保護についての事業者の自主的な取組を促し、それが、事業者に対する県民の信頼につながるようにしています。

これらの施策を理解していただき、登録制度を適正に運営するとともに、指針に基づき、適正に個人情報を取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行っております。

平成19年度は、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議を「情報公開・個人情報保護フォーラム」とあわせて開催し、101名の参加された方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただきました。また、事業者向けの県のホームページに、東京都立大学名誉教授兼子仁先生による「個人情報を保護すること」を掲載しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、職員による個人情報にかかる事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成19年度の研修については、自治総合研究センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流

職員研修（１回）及び階層別研修（５回）を実施したほか、総務部総務課行政事務監察担当主催で新任副課長等を対象とした事故防止研修（５回）を実施しました。また、各部局等が実施する事故防止等の研修にも講師を派遣（計７回）しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」を３３，０００部作成し、すべての県機関の職員に配付しました（公安委員会及び警察本部長については別途対応）。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成８年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成１９年度も１０月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。また、昨年度に引き続き、市町村の協力を得て、市町村の施設においてもパネルの展示（９市町）やポスターの掲示（３２市町村）、パンフレットの配布（３２市町村）を行いました。